

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係開創懇談會は國民志氣昂揚に關する具體の方策の一部として特に國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次の如くである。

労働者年金保険制度要綱の決定

勞働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の

第二 次 保 険 者

イ 強制被保險者

國民體位の向上及び健全娛樂施設の 應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭並に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の獎勵等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

勞資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よ

(3) 日日雇入れらるる者
(4) 節的事業に使用せらるる者
(三) 命令を以て指定する工場、事業場又は事業に使
用せらるる者

(四) 外國人

口 任意被保險者

牛乳、煉乳、鶴卵、純綿衣類、醫藥品等の增加

二、兒童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の獎勵

武道用具、運動用具等に要する資材の増加配給
三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

都市に於ける空地の確保及び利用

次の如くである

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の奨励

勞動者年金保險制度案要綱

(セ)農村伝播取扱説の普及擴大を圖

第一回 保険事故

（一）映畫、演劇の巡回施設を獎勵

すること

すること

満の労働者を使用するもの

(二)前號但書の(三)の規定に依り命令を以て指定する工場、事業場又は事業

(三)健康保險法第十四條第一項第二號及第三號に掲ぐる事業

(四)其の他命令を以て指定する事業

四 第二號但書の(一)、(二)及(四)の規定は前號の場合に之を準用すること

五 任意被保險者と爲らんとする者は事業主の同意を得て監督官廳の認可を申請すること

六 第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたるときは其の工場、事業場又は事業に使用せらるる者に付前號の認可ありたるものと看做すこと但し第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたる際強制被保險者たらざりし者に付ては此の限に在らざること

ハ 任意繼續被保險者
七 十四年以上二十年未滿被保險者たりし者が其の資格喪失の際脱退手當金の請求を爲ざる場合に於て資格喪失後三月以内に申請を爲すときは任意繼續被保險者と爲ることを得ること

八 任意繼續被保險者に對して爲す保険給付の種類は養老年金、遺族年金及脱退手當金とすること
九 任意繼續被保險者に對する保険料算出の基礎と爲るべき標準報酬月額は強制被保險者又は任意被保險者の資格喪失當時の標準報酬月額に依ること
任意繼續被保險者は標準報酬月額の減額を請求することを得ること

(一)前號但書の(三)の規定に依り命令を以て指定する工場、事業場又は事業

十 任意繼續被保險者の資格繼續期間は強制被保險者又は任意被保險者たりし期間と合算して二十年を超ゆることを得ざること

十一 被保險者たりし期間の計算
ニ 被保險者

十二 取得したる者に對し保険給付を爲す場合に於ては前後の被保險者たりし期間は之を合算すること但し脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其の計算の基礎と爲りたる期間は之を合算せざること

第三 報酬及標準報酬

十三 前號の賃金、給料又は俸給に准すべきものとはすべきものを謂ふものとすること

十四 報酬とは事業に使用せらるる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準ずべきものを謂ふものとすること

十五 前號の賃金、給料又は俸給に准すべきものとは常時又は定期に受くる給與、其の他の利益とし其の範圍は命令を以て定むること

十六 保険者は政府とすること
十七 政府は命令の定むる所に依り被保險者、被保險者たりし者又は保険給付を受くる者の福祉を増進する爲必要なる施設を爲すことを得ること

第五回 保險給付
イ 養老年金
十八 二十年以上被保險者たりし者が其の資格喪失後五十五歳を超えたるとき又は五十五歳を超えたる資

格喪失したるときは之に終身養老年金を支給すること

十九 養老年金の額は被保險者たりし期間二十年以上二十一年未滿に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし二十一年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

二十 養老年金の支給を受くる者が死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる養老年金の總額が養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

二十一 二十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額を一時金として其の遺族に支給すること

二十二 健康保險法に依り傷病手當金の支給を受くる者は之を受くることを得べき期間養老年金の支給を停止すること

二十三 養老年金の支給を受くる者が被保險者と爲りたるときは其の月より養老年金の支給を停止すること

前項の規定に依り養老年金の支給を停止せられたる

被保險者が其の資格を喪失したる場合に於ては前後の被保險者たりし期間を合算して養老年金の額を改定すること但し其の金額が改定前の養老年金の額より少きときは改定せざること

ロ 殢疾年金及癒疾手當金

二十四 被保險者の資格喪失前に癒したる疾病又は受けたる負傷及之に因り発したる疾病が命令の定むる期間内に治癒したる場合又は治癒せざるもの其の期間

二十五 痊疾年金を支給する程度に至らざるも從來の程度の癒疾の状態に在る者には終身癒疾年金を支給すること

二十六 癒疾年金又は癒疾手當金を受くるには癒疾と爲りたる日前五年間に三年以上被保險者たりしことを要すること

二十七 癒疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし被保險者たりし期間二十年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

と

二十八 癒疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額とすること
二十九 二十年未滿被保險者たりし者にして癒疾年金

の支給を受くるものが死亡したる場合に於て既に支給を受けたる癒疾年金の總額が被保險者の資格喪失當時受くることを得べかりし脱退手當金及被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分の合算額（被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分を超ゆるときは十二月分に止む）に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十 二十年以上被保險者たりし者にして癒疾年金の支給を受くるものが死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十一 養老年金及癒疾年金を受くる権利を有する者はには癒疾年金を支給せざること

三十二 養老年金を受くる権利を有する者が癒疾年金を受くる程度の癒疾の状態に該當せざるに至りたるときは爾後癒疾年金を支給せざること

三十三 養老年金を受くる権利を有する者には癒疾手

三十四 第二十二號及第二十三號の規定は癒疾年金の支給に關し之を準用すること

三十五 ハ 遺族年金

當金を支給せざること

三十六 遺族年金の額は左の（一）、（二）

（一）養老年金又は癒疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於ては其の者に支給せらるる養老年

金又は癒疾年金の額の二分の一に相當する金額

（二）二十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於ては其

の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の額の二分の一に相當する金額

（三）二十歳未滿の直系卑屬

（一）十五歳未滿の直系卑屬

（二）六十歳以上の直系尊屬

（三）不具癒疾の爲生活資料を得るの途なき場合に非ざれば遺族年金を受くることを得ざるものとすること

（一）十五歳未滿の直系卑屬

（二）六十歳以上の直系尊屬

（三）不具癒疾の爲生活資料を得るの途なき直系卑屬

又は直系尊屬

三十八 遺族年金の支給を受くる者が左の（一）、（二）

又は（三）に該當するときは遺族年金を受くる権利を失ふものとすること此の場合に於て後順位者あるときは其の者に遺族年金を支給すること但し其の者が

遺族年金の支給を受くべき期間は既に支給せられたる期間と合算して十年を超ゆることを得ざること

（一）遺族が其の家を去り又は死亡したるとき

（二）配偶者が婚姻したるとき

(三)十五歳未満の直系卑屬が十五歳に達したるとき

三十九 遺族年金の支給を受くる者が遺族年金を受く

る権利を失ひたる場合に後順位者なきときは左の區別に依る金額を一時金として被保險者たりし者の遺族に支給すること

(一)養老年金又は癒疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於て既に支給を受けたる養老年金又は癒疾年金とその遺族が其の者の死亡に關し支給

を受けたる遺族年金との合算額が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(二)三十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於て其の

者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金の總額が其の者の支給を受くることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差

額

(三)三十年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(四)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(五)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(六)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(七)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(八)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(九)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(十)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

したる者とすること

二 脱退手當金

四十一 三年以上二十年未満被保險者たりし者が死亡したるときは又は其の資格を喪失したる後更に被保險者と爲ることなくして一年を経過したるときは脱退

手當金を支給することと但し其の者が癒疾手當金を受くる権利を有するときは一年を経過せざる場合と雖

も之を支給すること

四十二 脱退手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十月分に相當する金額の範圍内に

於て別に定むる金額とすることと但し癒疾手當金の額と合

算して被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分に相當する金額を超ゆることを得ざること

四十三 癒疾年金を受くる権利を有する者には脱退手當金を支給せざること

四十四 癒疾年金を受くる者が癒疾恢復したるに依り

癒疾年金を受けざるに至りたる場合に於て既に支給を受けたる癒疾年金の總額が其の者が被保險者の資格喪失の際支給を受くることを得べかりし脱退手當

金に満たざるときは其の差額を支給すること

ホ 保険給付の制限

四十五 被保險者又は被保險者たりし者が自己の故意の犯罪行爲に因り又は故意に事故を生ぜしめたると

きは癒疾年金、癒疾手當金又は遺族年金を支給せざること

四十六 被保險者又は被保險者たりし者が重大なる過失に因り事故を生ぜしめたるときは癒疾年金又は癒

疾手當金の全部又は一部を支給せざることを得ること

四十七 癒疾年金の支給を受くる者に付必要ありと認むるときは診斷を行ふことを得ること

正當の理由なくして前項の診斷を受けざる者に對しては癒疾年金の全部又は一部の支給を爲さざることを得ること

第六 費用

四十八 政府は労働者年金保険事業に要する費用に充てる爲保険料を徵收すること

四十九 國庫は保険給付に要する費用の五分の一に相當する金額及本制度の事務の執行に要する費用を負擔すること

五十 保険料は被保險者の標準報酬月額に政府の定むる保険料率を乗じたるものとすること

五十一 保険料率は鑛業法の適用を受くる事業(石油鑛業を除く以下同じ)の事業場又は工場に使用せらるる被保險者に関するものとその他の被保險者に關するものと各別に之を定むること

五十二 被保險者及事業主は各保険料額の二分の一を負擔することと但し任意繼續被保險者は其の全額を負擔すること

五十三 事業主は其の使用する被保險者の負擔すべき保険料を納付する義務を負ふことと但し任意繼續被保險者の負擔する保険料に付ては此の限に在らざること

五十四 保険料其の他徵收金を滞納する場合に於ては政府は滞納者若は其の者の財産の在る市町村に對し

之が處分を請求し又は國稅滯納處分の例に依り處分することを得ること

第七 権利の救濟

五十五 保険給付に関する決定に不服ある者は第一次健康保険審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは第二次健康保険審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起することを得ること

五十六 保険料其の他徵收金の賦課若は徵收の處分又は滯納處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ること

保険料其の他徵收金の賦課又は徵收の處分に關し訴願の提起ありたるときは主務大臣は第三次健康保險審査會の審査を経て訴願の裁決を爲すべきこと

第八 鐵夫たる被保険者に関する特例

五十七 鐵業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に被保険者として十五年以上使用せられたる者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保険者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又は五十歳を超える其の資格を喪失したるときより養老年金を支給すること

五十八 前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間に付被保険者たりし期間を計算する場合に於ては前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間に三分の四を乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關しては前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間を

以て被保険者たりし期間とすること

(二)被保険者として使用せられたる期間三年未満なる者の前號の事業場又は工場に被保険者として使

用せられたる期間
前五箇年平均實收高に比すれば二百三萬九千九百九十三石(三分一厘)を減少せり。
すれば五百八十萬六千四百五十九石(八分四厘)を、

蓋し本年の稻作は、苗代時期の氣候概して順調にして、苗の生育良好なりしも移植期の前後に亘り旱天持続したため、一部地方に於て植付遲延又は植付不能のものを生ずるに至れり。其後相當の降雨ありて用水不足は緩和を見たるのみならず、七月に於ては北海道及東北の一部を除き概して氣候適順にして、生育促進せられたりしが、八月上旬に入り一時低温寡照となりたるため生育稍々阻害せられたり。其後天候回復したる場合に於ては一般の例に依らず之に脱退手當金を支給すること

第九 經過規定

五十九 本制度實施當時五十歳(本制度實施當時鐵業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に使用せらるる者に在りては四十五歳)を超えたる者にして本制度實施と同時に強制被保険者と爲りたるもの被保険者たりし期間一年以上三年未満にして脱退したる場合に於ては一般の例に依らず之に脱退手當金を

支給すること
尙ほ参考のため最近五箇年間に於ける作付段別及實收高を掲ぐれば左の如し。

作付段別	實收高
三、二〇・一、二五・四 町段	五、四四・二二
三、二〇・二、三七・九	五、三二・二二
三、二一・〇一・一	六、六七・七五
三、二二・〇九・五	六、八六・〇八
三、二八・七七・〇	六、五五・八八
三、一九・一三・四	五、八九・四三
三、一七・一三・四	五、五九・三三
三、一五・一三・四	五、三九・二三
三、一三・一三・四	五、一九・一三

農林省の米第一回豫想收穫高の發表
昭和十五年九月二十日現在の昭和十五年度米第一回豫想收穫高(第三次最終公表、全國の分)は十月二十二日付官報を以て發表されたが、之を再録すれば次の如くである。

米第一回豫想收穫高(第三次最終公表)

昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
三、二〇・一、二五・四 町段	五、四四・二二	五、二八・〇九・五	五、一九・一三・四	五、一七・一三・四
三、二〇・二、三七・九	五、三二・二二	五、八六・〇八	五、二八・七七・〇	五、五五・八八
三、二一・〇一・一	六、六七・七五	六、一九・一三・四	六、五五・四三	六、三九・二三
三、二二・〇九・五	六、八六・〇八	六、三九・一三・四	六、一九・一三・四	六、一七・一三・四
三、二八・七七・〇	六、五五・八八	五、八九・四三	五、五九・三三	五、三九・二三
三、一九・一三・四	五、一九・一三	五、三九・一三・四	五、一九・一三・四	五、一七・一三・四
三、一七・一三・四	五、五九・三三	五、一九・一三・四	五、一九・一三・四	五、一七・一三・四
三、一五・一三・四	五、三九・二三	五、三九・一三・四	五、一九・一三・四	五、一七・一三・四

本年の米作付段別は三百十七萬三千二百三十四町四段にして、之を前年作付段別に比すれば一萬六千四百九十二町六段(五厘)を減少せり。
而して九月二十日現在に於ける豫想收穫高は六千三百十一萬九千四百三十石にして、之を前年實收高に比